

熊本県公報

号外 第7号

平成18年3月7日（火）

（毎週 月・水・金発行）

目 次

条 例

- 熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………（私学文書課） 1
○熊本県税条例の一部を改正する条例……………（税 務 課） 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 実施機関に議会を加えることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 自動車税のコンビニエンスストアにおける収納開始に伴い、規定の整備を行うこととした。（第6条関係）
- 2 県民税の法人税割の超過課税について、適用期限を5年間延長することとした。（附則第14条関係）
- 3 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合又は中小企業の合併法人で特定のものに対する2の超過課税の軽減措置の適用期限を5年間延長し、中小企業近代化促進法の廃止及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、規定の整理を行うこととした。（附則第16条関係）
- 4 その他規定の整理を行うこととした。（附則第18条関係及び熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成17年熊本県条例第7号）附則第2項関係）
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1及び4は、平成18年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第1号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「知事」の次に「、議会」を加える。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第2号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、自動車税に係る徴収金のうち、知事が別に定めるものについては、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により収納の事務の委託を受けた者に納めることができる。

附則第14条中「平成18年9月30日」を「平成23年9月30日」に改める。

附則第16条各号列記以外の部分中「平成18年9月30日」を「平成23年9月30日」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第16条第1項に規定する特定業種に属する事業を営む法人で、同項の経営基盤強化計画に係る同条第3項の承認を受けた同条第1項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が2以上の特定組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員）であるもので、当該経営基盤強化計画に従って合併するもののうち、同法第2条に規定する中小企業者に該当するもの

附則第18条を削り、附則第19条を附則第18条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定、附則第18条を削り、附則第19条を附則第18条とする改正規定及び附則第2項から附則第4項までの規定は、平成18年4月1日から施行する。
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の熊本県税条例の規定（個人の県民税に関する部分に限る。）は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部改正)
- 3 熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成17年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第3項の前に見出しとして「(特例)」を付し、同項中「附則第19条第1項」を「附則第18条第1項」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項中「附則第19条第2項」を「附則第18条第2項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。
(熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 前項の規定による改正後の熊本県水とみどりの森づくり税条例の規定（個人の県民税に関する部分に限る。）は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。